

備前市告示第19号

備前焼うつわ活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、備前焼の食器類を購入した飲食店等が、備前焼の食器類を用いて飲食物を提供することで、備前焼の魅力向上及び販売促進を図るため、予算の範囲内において備前焼うつわ活用補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付について備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 日本八大都市圏で日本標準産業分類中分類コード75又は日本標準産業分類中分類コード76(バー、キャバレー又はナイトクラブは除く。)に該当するものをいう。
- (2) 食器類 備前市内の窯元や工房等で作成された備前焼で、飲食の提供に用いる容器類をいう。
- (3) 日本八大都市圏 札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、静岡・浜松大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する飲食店等とする。

- (1) 飲食物の提供に食器類を用いる飲食店等
- (2) 食器類を用いて飲食物を提供する相手に対し、店舗内及びホームページ等で、食器類の写真を用いた上で作家・窯元の名前に関する情報や備前焼の器の使用店であることを周知する飲食店等
- (3) 同一年度内に既に補助金の交付を受けていない飲食店等
- (4) 経営者及び従業員が備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない飲食店等

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、前条の飲食店等が食器類(市内に販売店等を有しない市外の工房や販売店等から食器類を購入した場合を除く。)を購入する事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費から10万円を差し引いた額に5分の4を乗じ

て得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、別に定める決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の決定通知書を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、別に定める交付実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、別に定める確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに別に定める請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金についてその一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 補助事業者が、虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助事業者が、第3条第1号及び第2号の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から1年を経過しない期間内に補助対象事業に係る食器類を貸与し、又は売却したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別に定める通知書により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、別に定める通知書によるものと

する。

(補助事業者の努力義務)

第12条 補助事業者は、備前市が行う備前焼の振興に関する事業に対し、備前市から要請があった場合、参加及び協力をすることに努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。